様式３

会　　議　　録

会議名 （審議会等名）		令和８年度　第２回相模原市子どものいじめに関する審議会		
事務局 （担当課）		学校教育課　電話０４２－７０４－８９１６（直通）		
開催日時		令和８年９月７日（月）午後３時００分～４時４５分		
開催場所		相模原市立青少年学習センター大会議室		
出席者	委　員	９人（別紙のとおり）		
	その他	８人		
	事務局	４人		
公開の可否		■可　□不可　□一部不可	傍聴者数	０人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議　題		１　学校教育課長あいさつ ２　審議 （１）市が令和７年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について （２）市立小中学校等が令和７年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について ３　その他 （１）今後の予定について （２）いじめ防止フォーラムについて		

議　事　の　要　旨

1　学校教育課長あいさつ

・菅原学校教育課長が開会のあいさつを行った。

・事務局より、相模原市子どものいじめに関する審議会規則（以下「審議会規則」という。）第４条第２項に規定する定足数を満たしており、会が成立していることを報告した。

2　審議

・審議会規則第５条第１項の規定に基づき、市立藤野北小学校の依田校長、市立相陽中学校の渡部校長の参加が認められた。

・審議会規則第５条第２項の規定に基づき、中尾教育局参事、石井学校教育部長、菅原学校教育課長及び奥澤学校教育課総括副主幹の参加が認められた。

・審議会規則第５条第２項の規定に基づき、第１回相模原市子どものいじめに関する審議会（以下「第１回審議会」という。）にて挙がった質問に対し説明及び回答を行う等のために、佐伯教育ＤＸ推進課長及び島田教育相談課長の参加が認められた。

・事務局より、傍聴の申し出がなかったことを報告した。

（１）市が令和７年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について

◯藤原会長

「（１）市が令和７年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」に関して、第１回審議会で資料６の記載内容について質問・意見をいただいた。その中で、「１０　ネットパトロールだよりに係る取組」及び「３２　青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒、保護者への支援」の２点については、施策所管課から直接説明いただきたいと判断した。それらに関し所管課より説明いただいた上で、審議を進めていきたいと思うがいかがか。

［異議なし］

◯藤原会長

まず、「１０　ネットパトロールだよりに係る取組」について、「いじめの定義は１９８０年代から何度か変わってきた経緯がある中で、最近はネットにおけるいじめもとても深刻になっているため、このような取組があることは非常に良い。内容の詳細を聞きたい。」と質問させていただいたが、この件について教育ＤＸ推進課より説明をお願いしたい。

資料２－１及び２－２をもとに、佐伯教育ＤＸ推進課長が説明した。

○藤原会長
「ＧＩＧＡ通信～リテラシー編～」（旧ネットパトロールだより）について、どれくらいの頻度で発行しているのか。
○佐伯教育ＤＸ推進課長
年に３回から４回程度、発行している。
○藤原会長
たよりは構成がよく練られ、児童生徒の心に響くような工夫をされているため良い取り組みと感じた。現在、児童生徒の情報端末等の所持率がとても上がってきていると思うが、学校内でＳＮＳによる問題はどのようなものがあるか。
○渡部校長
ＳＮＳによるトラブルは多い。表面化されていないものはさらに多いと思われる。生徒は小学校の頃からそれなりにＳＮＳに関するルールを学んできているが、画像が出回るといったことや、悪口を言った／言わないといったことで傷ついて学校に行けなくなるという事案はある。
○依田校長
小学校では使い方にまだ慣れてない時に問題がよく起こる。小学校中学年くらいの携帯を持ち始めのときに、かなり携帯を使い過ぎてしまい、寝る時間が遅くなってしまうが、相手に付き合わないと、人間関係が悪くなるのではと悩む児童もいる。説明のあったたよりを活用したり、情報モラル教室という形で、授業参観の時に保護者と一緒に、「こうなった場合、どのように断ろう」「友達関係をネット上ではどのように作っていこうか」といったことを考えたりすることで、様々な角度から情報モラルを育むような取り組みをしている。
○藤原会長
小中学校の現場について、今話があったようなこともたよりで取り扱っていただければと思う。

○藤原会長
続いて、「３２　青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒、保護者への支援」について、大澤委員より「実際に今、本市では青少年教育カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーはどれくらい人員を配置できているのか。」という質問があったが、教育相談課より説明をお願いしたい。

資料２－３をもとに、島田教育相談課長が説明した。

○大澤委員
スクールソーシャルワーカーはいずれ全学校に配置できるといった見込みはあるのか。

○島田教育相談課長
　生徒の相談への対応が複雑化してきており、そのような中で学校の方からも派遣回数を増やしてほしいと要望を受けている。スクールソーシャルワーカーは令和７年度に３名増員され全体で１８名となり、今年度、この体制になって２年目を迎えている。増員したことによる効果検証を行った上で対応を検討していきたい。

○稲田委員
　スクールソーシャルワーカーは２中学校区に１名配置されているとのことだが、小学校には行っていないのか。
○島田教育相談課長
　中学校区というのは、中学校周辺の小学校も含まれており、スクールソーシャルワーカーが２中学校区を担当することで、市内全小中学校の巡回ができている。スクールソーシャルワーカーの勤務形態の一例を挙げると、月曜日と火曜日はＡ中学校区に巡回し、水曜日は休業日、木曜日と金曜日はＢ中学校区に巡回するといった形である。

○藤原会長
　スクールソーシャルワーカーは中学校区によって活用の頻度は異なるものか。また、スクールソーシャルワーカーを今後増員させた方がよいという実態なのか教えていただきたい。
○島田教育相談課長
　スクールソーシャルワーカーが１８名体制になってから、１５名体制の時に比べて相談件数が４４％増加しており、これはスクールソーシャルワーカー一人あたりの相談件数として換算すると、２０％増加している。さらに、登校支援や家庭訪問等の直接的な支援も１３％増加している。これらのことから、スクールソーシャルワーカーの必要性が高まっていっていると捉えている。

○藤原会長
　続いて、第１回審議会では、田代委員より昨年度の答申では、「青少年教育カウンセラーとスクールソーシャルワーカーを積極的に派遣という記載があるが、一方で人数が足りていないという状況でもある。人数を増やせば課題は解決するのか、活用方法を検討したほうがよいのかどちらか。」という質問があったが、教育相談課より説明をお願いしたい。

資料２－３をもとに、島田教育相談課長が説明した。

○田代委員
　青少年教育カウンセラーは７９名いるにも関わらず、スクールソーシャルワーカーは１８名しかいないということについて、合理的な理由はなく、単純に予算上の課題ではないか。先ほどの島田教育相談課長からの説明にもあったとおり、スクールソーシャルワーカーの増員に伴い、相談件数も増加しているということはそれだけニーズがあるということである。スクールソーシャルワーカーをやっていたため分かるが、勤務形態の例を聞くと、週の前半と後半で別々の中学校区に巡回すると、巡回している地区とは別のところで何かあった時は対応ができない。基本的にはスクールソーシャルワーカーは１週間同じところにいた方がよい。例えば、虐待事案は非常に緊急性が高く、児童相談所に掛け合い、一時保護させるかどうかを決める重要な局面にスクールソーシャルワーカーがいないと、学校にとってはどれだけ不安かという話である。このため、全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するだけでは足りていないと考える。
○藤原会長
　第１回審議会において、田代委員より「スクールソーシャルワーカーについては、他自治体では、１校に一人配置としているところもあるため、市内の校数を考えれば明らかに１８人というのは少なすぎる。予算確保であったり、人員確保のための待遇面の改善等検討していただきたい。」という意見があった。先ほどの田代委員の意見と合わせて教育相談課から回答いただきたい。
○島田教育相談課長
　しっかりと改善に向けて検討を進めて参りたい。
○田代委員
　本審議会で出たような意見を後押しにして、予算確保に努めていただきたい。

○竹下副会長
　青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーが受け持つ事案でそのまま解決することが多いのか、専門医につなぐことが多いのか、傾向が分かれば教えていただきたい。
○島田教育相談課長
　かかる時間の長短はあるが、基本的には、青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーが受け持つ事案が終結をしていることを考えると、子供たちの困りごと等の解決に繋がっていると思われる。

○長尾委員
　青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーが受ける相談件数は多くなっているようだが、重大な案件に関しては吸い上げて、相模原市全体の問題として話し合いや共有をするような取組はあるか。

○島田教育相談課長
　基本的に、重篤な相談等あった場合には、カウンセラー等が入ったケース会議を教育相談課内で必ず行う。また、必要に応じて関係機関と連携した対応を進めている。

（２）市立小中学校等が令和７年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について
○藤原会長
　次の審議に移らせていただきたい。「（２）市立小中学校等が令和７年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」に関して、事務局から説明をお願いしたい。

資料６及び資料２－４をもとに事務局が説明した。

○藤原会長
　項目ごとに質問及び議論を行いたい。まず、「（１）学校いじめ防止基本方針の策定」「（２）いじめ防止等に取り組む組織」「（３）いじめの未然防止」について、質問・意見はあるか。

○田代委員
　資料２－４の「（２）いじめ防止等に取り組む組織」について、校内組織や関係機関の中にスクールソーシャルワーカーが入っていないのはなぜか。
○菅原学校教育課長
　スクールソーシャルワーカーが、学校に滞在するのが週１回半日程度ということもある。このため、学校ではいじめ防止対策委員会や支援検討会議等、様々な会議を開いているが、スクールソーシャルワーカーがその場に同席できないこともあることから、構成員として記載している学校も少ないと思われる。
○田代委員
　やはり、スクールソーシャルワーカーは足りていないと思われるため、家庭・福祉の視点でアドバイスができる方を、常駐もしくはすぐ相談できる環境を整備した方がよい。いじめ防止基本方針等は、示された記載例に準じて記載されることが多いと思っており、ある程度の学校は自校のいじめ防止対策委員会の組織図の中にスクールソーシャルワーカーが入っていないと推察される。
○石井学校教育部長
　学校においては、週１回の巡回とはいえ、スクールソーシャルワーカーが来る日に合わせて会議を入れることができることから、スクールソーシャルワーカーの重要性をしっかりと捉えられているかどうかも肝要と思われる。スクールソーシャル

ワーカーが入れるかどうかは学校の判断によるところもあるが、教育委員会も支援しながら、学校間で対応の差異がなるべく生じないようにしていきたい。

○田代委員

スクールソーシャルワーカーをいじめ防止対策委員会等の構成員とするかどうかは学校の意識の差によるところが大きいと感じる。ぜひとも、スクールソーシャルワーカーの活用方法を教育委員会から学校に、積極的にお伝えいただきたい。学校側からはよくスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いが分からないということを聞く。教育委員会の職員も、違いをある程度理解してきたのに他の部署に異動してしまうこともあるため、委員会内でも勉強会を行う等して引き継いでいただき、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割が明確に異なる部分もあれば、重なっている部分もあることをよく理解しながら活用いただきたい。

○藤原会長

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用について、学校側で難しく感じていることや困っていることがあれば教えていただきたい。

○渡部校長

家庭訪問に同行いただいたり、関係機関を紹介いただいたりして、学校にとってはとてもありがたい。職員の対応力が向上している側面もあると思われる。このため、来ていただく日が多ければ多いほどよい。

○依田校長

学校の先生とは異なる視点で専門家が入っていただけるのは非常に助かっている。学校の規模によって必要性の度合いが異なると感じているため、予算上の課題があるということであれば、スクールソーシャルワーカーの派遣回数を学校規模に応じて配当するのもよいのではと思う。

○中尾教育局参事

学校にとって、スクールソーシャルワーカーがどこまで対応してもらえるかということについて、よくわからない部分もあるのではと思う。例えば、生活保護や障害年金の申請等、手続きについて分からないご家庭に対して、どの程度スクールソーシャルワーカーが関われるのかといったことや、関われるか否かの判断はスクールソーシャルワーカーの方に任されているものなのかといったことが挙げられる。教育相談課ではその場合、どのように判断しているのか。

○島田教育相談課長

市内でも児童相談所や子育て支援センター等、社会福祉分野を所管する様々な部署があり、それぞれの役割を担っている。スクールソーシャルワーカーは家庭訪問や登校支援を行うが、最終的には専門的な知見のある担当部署へつないでいく役割がある。

○藤原会長
　スクールソーシャルワーカーがどこまで関われるかという問題は難しいと感じた。スクールソーシャルワーカーによって判断基準が違うということも考えられるが、ご経験のある田代委員の方で何か意見はあるか。
○田代委員
　どこまで関われるかというのは、相模原市とスクールソーシャルワーカーの間の契約上の話である。ただし、スクールソーシャルワーカーは弁護士ではないため、代理人として代わりに申請するということはできない。こういった申請ができますよと案内することや、場合によっては担当課につなぐことまではできるが、あとはご本人にお任せすることになる。
○藤原会長
　スクールソーシャルワーカーの活用方法について話があったが、学校とスクールソーシャルワーカーとの連携をコーディネートすることが重要であると考えている。スクールソーシャルワーカーの活用方法について、研修等で周知する機会はあるのか。
○菅原学校教育課長
　学校教育課において、児童支援専任教諭や支援コーディネーターの担当者会を開催しており、その場で周知している。あとは、スクールソーシャルワーカーが学校に配属された時に、スクールソーシャルワーカーから先生方に説明いただく機会を設けている学校もある。

○鈴木委員
　資料６の「（２）いじめ防止等に取り組む組織」について、「児童生徒及び保護者が、いじめの相談がしやすい校内体制が継続できている」とあるが、相談をしやすい体制というのはどのような形なのか。相談を誰が最初に吸い上げているのか。また、「いじめの組織的対応に当たり、教員の多忙化解消が必要である」とあるが、児童生徒一人ひとりと接しながら対応するのは非常に大変だと感じるが、多忙化解消に向けて具体的に何かしているか。
○渡部校長
　いじめの相談については、誰に相談してもよいという形にしている。また、様々な職種の職員が配置されたことやデジタル化されてきていることにより、昔に比べて多忙化は解消してきているように感じている。
○鈴木委員
　多忙化が徐々に改善されているのであれば、資料の書きぶりを修正した方がよいのではないか。「多忙化解消が必要である」とすると全く対応していないように見えてしまう。

○藤原会長
　続いて、「（４）いじめの早期発見」「（５）いじめへの対処」について、質問・意見はあるか。
○關山委員
　資料２－４の「（４）いじめの早期発見」について、アンケート調査でなぜ相模原市と全国とでいじめの発見方法に係る割合がこれほど違うのか関心がある。前向きに捉えると、相模原市では、いじめられた本人や保護者からの訴えがすでにあり、アンケートに書くまでもないため、アンケート調査によるいじめの発見の割合が小さいという見方もできる。本人や保護者が教職員に相談しやすい環境は重要であり、信頼関係を築けるように先生方はこれからも努めてほしい。
　また、スクールソーシャルワーカーについて話があったが、中学校区ではなく生徒の人数に応じて配置しないと不平等ではないか。その点を見ていかないと、スクールソーシャルワーカーを配置することによる教職員の負担軽減やいじめ対処の効果が弱くなってしまうのではないか。
○島田教育相談課長
　いただいた意見は、スクールソーシャルワーカーを増員し、効果的な活用方法を検討する際の一つの視点としていきたい。
○渡部校長
　推測ではあるが、本市の保護者や児童生徒は、教職員に相談しやすいのではないかと思う。本審議会の資料には記載されていないが、全国学力・学習状況調査では困ったことがあった時に相談できるかという趣旨の質問について、数値が上がっており、相模原市の特徴と考えている。

○田代委員
　いじめの発見に際して、「本人からの訴え」と「保護者からの訴え」が大きな割合を占めているが、どの区も同じ傾向なのか。大規模校や小規模校で違いがあるか知りたい。
○菅原学校教育課長
　区ごとに集計をしておらず、具体的な数値は示せないが、南区の生徒数が多い学校の校長と緑区の児童数が少ない学校の校長が同席しているため意見を伺いたい。
○渡部校長
　信頼関係を構築できる教職員が、人事異動で区や学校の規模に関わらず配属され、その職員を見て若い教職員が育っているため、大規模校と小規模校で大きな差はないと思われる。
○依田校長
　規模が大きい学校も小さい学校も経験したが、学校規模の大小では児童生徒が教職員と話しやすいか否かは変わらないと感じている。

○藤原会長

東京都が行った調査によると、本人はいじめられていることを話しづらい傾向にあると言われている。相模原市で本人からいじめの訴えができるというのは良さであると思うが一方で、訴えが出てくる段階ではもうすでに苦しくなっている、あるいは問題になっているケースも多いのではと考えられる。児童生徒が苦しむ時間が少ないように、あるいはトラウマとして残らないように、いかに小さな段階で教職員や周りが止められるか、早期発見できるか、さらに言えば未然防止ができるかということが大切だと思う。その意味で、アンケート調査において、教職員が把握していなかった、あるいは本人も調査で聞かれるまで気づかなかったことの発見やスクリーニングが非常に重要である。「アンケート調査など学校の取組により発見」が、相模原市では５．０％で全国では４８．５％ということの解釈は色々とできるかもしれないが、早期対応ということに関しては、本人からの訴えを待つ前に、教職員が軽い段階で気づき対応していくことが、信頼関係の構築にも繋がっていくと考えている。

○關山委員

重要なことは、児童生徒と教職員において、常にコミュニケーションが取れ、児童生徒がちょっとしたことを教職員に言えるような環境である。掃除の時間などに先生に何気なく言うことや先生とやり取りする個人ノートなどで書かれていることを大切にしていくことが根づいているのであれば、「本人からの訴え」と「保護者からの訴え」の割合の高さを見て信頼関係ができているということは、無理なく読めると思う。しかし、そこは慎重に見なくてはいけないと考える。

○丹委員

施設の子どもたちが通っている小学校や中学校の教職員の雰囲気は非常に良いと感じており、児童生徒と良好な関係を築いていると感じる。ただ、良い結果と思われるものを原因分析していくと大きな課題に直面することもあるのではないかと考える。いじめの発見方法による調査の結果はあくまで平均値であるため、個々の学校で原因分析をして掘り下げていくことも有効であると思われる。

また、スクールソーシャルワーカーは市で何人程いることが妥当と考えているか。

○島田教育相談課長

令和７年度の政令市におけるスクールソーシャルワーカーの人数は、一番多い自治体で名古屋市の９４名となっており、相模原市の１８名は全国で１３番目となっている。理想では１校に１人配置だと考えているが、そこまで辿り着くのには大幅な時間がかかることも見込まれることから、現在の仕組みをより良い方法にしていくことも検討したいと考えている。

○丹委員

本審議会の発言で、肌感覚としてのご意見があったが、実感や現場からの声をできるだけ数値化して、スクールソーシャルワーカーの必要人数として積み上げていくことが重要だと考える。

3　その他

（1）今後の予定について

次回審議会（令和９年度）について事務局が説明した。

（2）いじめ防止フォーラムについて

いじめ防止フォーラムについて事務局が説明した。

相模原市子どものいじめに関する審議会委員名簿

選出区分	氏名	推薦母体　（所属・役職等）	出欠席
医師	稲田　健	北里大学健康管理センター （北里大学医学部精神科学　主任教授）	出席
学識経験のある者	藤原　寿幸	横浜国立大学（大学院教育学研究科　准教授）	出席
	竹下　昌之	相模女子大学（専務理事）	出席
法律に関し知識経験を有する者	田代　宰	神奈川県弁護士会（春水法律事務所　弁護士）	出席
子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者	稲富　正治	神奈川県臨床心理士会 （川崎こころのケアセンター　センター長）	欠席
市内の公益的活動を行う団体から推薦された者	齋藤　麻里亜	相模原市ＰＴＡ連絡協議会	欠席
	大澤　恵子	相模原市スポーツ少年団（副本部長）	出席
	關山　長成	相模原人権擁護委員協議会	出席
	鈴木　真司	相模原市自治会連合会	出席
市の住民	長尾　里子	市民公募	出席
関係行政機関及び関係法人の職員	丹　清	社会福祉法人中心会 （児童養護施設中心子どもの家）	出席

区　　分	氏名	所属・役職等
市立学校の校長の代表者	依田　美貴子	相模原市立藤野北小学校　校長
	渡部　賢一	相模原市立相陽中学校　校長
学校の設置者	中尾　有一郎	教育局　参事
	石井　紀子	教育局学校教育部　部長
	菅原　勝	教育局学校教育部学校教育課　課長
	奥澤　直樹	教育局学校教育部学校教育課　総括副主幹
関係者	佐伯　正和	教育局学校教育部教育ＤＸ推進課　課長
	島田　真人	教育局教育相談課　課長
事務局	横井　智克	人権・児童生徒指導班　指導主事
	門田　章吾	人権・児童生徒指導班　指導主事
	東　俊光	人権・児童生徒指導班　指導主事
	宮本　誠洋	総務班　主任